

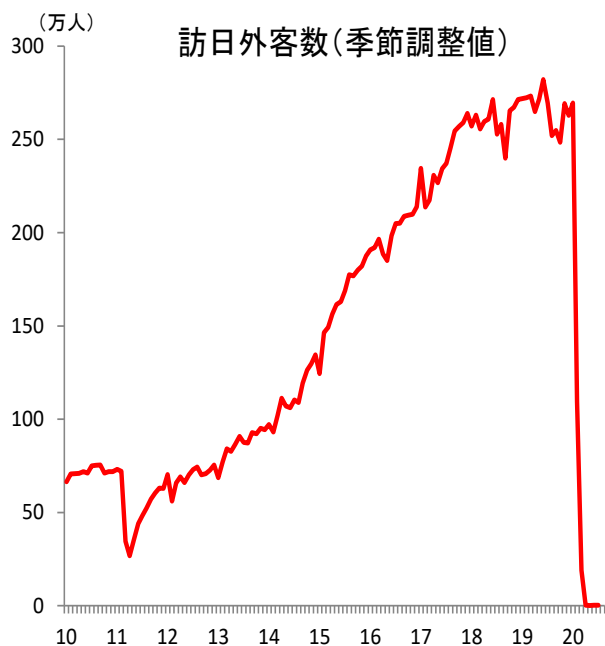
Economic Indicators

発表日:2020年8月21日(金)

訪日外客数(2020年7月)

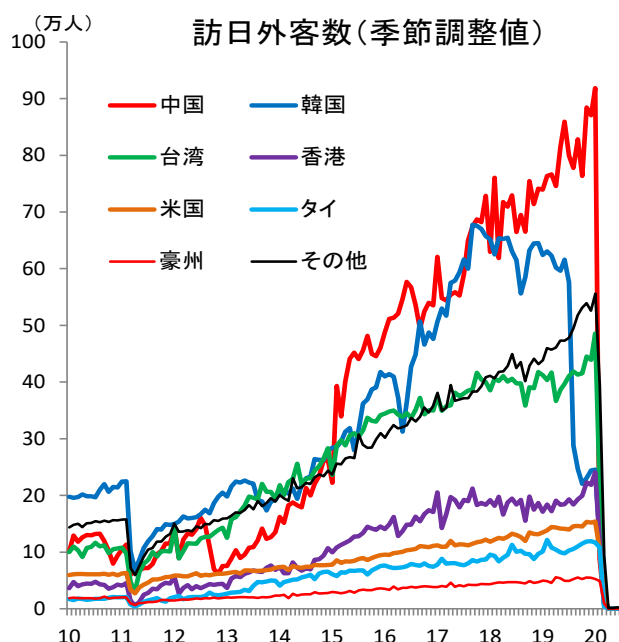
～底這い圏での推移が続くも、再入国制限の緩和や往来再開協議の進展により商用客は徐々に増加か～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
副主任エコノミスト 小池 理人(Tel:03-5221-4573)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所

○訪日外客数は底這い圏での推移が続くも、出国日本人数は極めて低水準ながらも底を脱した模様

8月21日に日本政府観光局 (JNTO) から発表された20年7月の訪日外客数は3,800人、前年比▲99.9%となり、先月の2,600人を上回った。季節調整値でも前月比+32.3% (6月:同+55.2%)と増加した。もともと、ゼロ近辺での推移であることには変わりがなく、入国制限による訪日外客数の蒸発状態は続いている。訪日客消費についてみても、新型コロナウイルスによる影響が顕著に現れている。訪日客消費はGDPでは「非居住者家計の国内での直接購入」としてカウントされるが、これはサービス輸出の一部に該当する。2020年度4-6月期のインバウンド需要 (実質・非居住者家計の海外からの直接購入) は前期比▲81.2%と、震災後 (2011年4-6月期) の同▲47.4%を超える極めて大きな減少となっており、インバウンド消費が急減していることが改めて示されている。

一方で、出国日本人数については、20,300人と3か月連続での増加となった (4月:3,915人→5月:5,539人→6月:10,666人→7月:20,300人)。6月に実施されたベトナムへの渡航再開を皮切りに、ビジネス渡航は徐々に再開されている。今後もシンガポールやマレーシアとの往来が行われる予定となっており、出国数については極めて低水準ながらも底を脱したとみられる。

○再入国制限の緩和や往来再開協議の進展により、商用客は徐々に増加か

今後の訪日外客数の動向については、全体の約9割を占める観光客が戻る見通しが立たないため、全体としては極めて低水準での推移が続くとみられる。ただし、在留資格を有する外国人の再入国制限の緩和や主に商用客を対象にした往来の再開が進むことで、ペースについては極めて緩やかながらも、商用客については徐々に回復基調に復していくとみている。8月5日からは日本に在留資格を有する外国人の再入国制限が緩和されたため、対象となる約88,000人のうち、一定の割合が日本に入国するものとみられる。9月からは、これまで再入国が認められていなかった、特段の事情なく日本から出国した外国人に対して再入国を認める政府方針が示されており、再入国制限の緩和は徐々に進展している。また、諸外国との往来制限の緩和も進展をみせている。9月からはシンガポールやマレーシアとの間で駐在員等の往来制限の緩和が予定されるなど、海外からの商用客の往来再開についても徐々に動き出していることから、緩やかながらも商用客の回復が見込まれる。訪日外客数の太宗を占める観光客の回復には当面時間がかかるため、訪日客全体としては極めて低水準での推移が続くものの、商用客が徐々に回復に向かう中で、少なくとも現在のようなゼロ近辺での訪日客の推移が続く状況からは脱却できるものと見込まれる。

リスク要因としては感染状況の悪化が挙げられる。足もとで日本における新規感染者数は緊急事態宣言発令時を超える水準となっており、フィンランド政府は今月27日から日本からの入国を再び制限することを発表している。経済活動が再開する中で、入国制限の緩和に関する日本と諸外国との間の交渉は進展しているが、今後感染状況が大きく悪化する事態となれば国境を跨いだ往来の再開について慎重論が強まり、往来再開に関する時期の先送りや実施の見送りといった事態が生じうる点についても考慮しておく必要があるだろう。

在留資格を有する外国人と再入国制限の緩和対象

在留資格を有する外国人							
約263万人							
4カテゴリー				4カテゴリー以外			
約120万人				約143万人			
(本邦滞在中:約110万人、出国中:約10万8千人)				(本邦滞在中:約133万人、出国中:約10万人)			
永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	ビジネス等	留学	家族滞在	その他
約80万人	約21万人	約15万人	約4万人	約85万人	約30万人	約20万人	約8万人

原則として再入国が許可されている人数:約10万3千人
(出国者約10万8千人－4月3日以降出国者約5千人)

8月5日から再入国制限緩和の対象となった人数:約8万8千人
(出国者約10万人－4月3日以降出国者約1万2千人)

- (注1) 4カテゴリー:「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格
4カテゴリー以外:上記4つの在留資格以外の在留資格
- (注2) 本邦滞在中の外国人数:本年4月末時点のもの
出国中の外国人数:本年7月1日時点のもの
- (注3) 多くの地域が入国拒否対象に指定されたのが4月3日であるため、4月3日以降の出国者数を明示し、再入国対象から除外している

(出所) 新型コロナウイルス感染症対策分科会「直近の感染状況等の分析と評価」より第一生命経済研究所作成

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

